化管法(PRTR制度)に関する行政評価・監視の勧告について

## 1 . 経緯

総務省設置法に基づき、総務省は、各行政機関の行う業務の実施状況について評価・監視を行い、必要があると認めるときは関係行政機関の長に対して勧告を行うこととされている。この行政評価・監視の重点的・計画的な実施を図るため、調査対象テーマ等について「行政評価等プログラム」を毎年度定めている。

平成15年度の行政評価・監視のテーマの1つに「化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視」が掲げられ、平成15年12月以降、化管法の施行状況に関する総務省独自の調査が行われた。本調査の結果、平成17年5月2日、総務大臣から各省大臣に対する勧告が行われた。

## 2. 勧告内容

- 1 化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施
- (1) 化学物質の排出量等届出の励行確保

未届出事業者については、都道府県等に対し、前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用することなどにより、その把握に努め、これらの事業者に届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)また、届出漏れ化学物質のある事業者については、都道府県等に対し、ダイオキシン類特措法の特定施設台帳との照合、届出対象物質が限定されている業種に係る当該物質一覧との照合等により、その把握に努め、これらの事業者に適切な届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。

(経済産業省、国土交通省、環境省)

さらに、事業者団体未加入者を含む届出対象事業者に対する排出量等届出制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 届出の督促に応じない事業者については、都道府県等から報告を求めることにより的確に把握した上で、厳正な措置を講ずること。

(経済産業省)

#### (2) 化学物質の排出量等届出データの活用の促進

経済産業省及び環境省は、排出量等届出データの活用を促進する観点から、 事業者及び都道府県等における排出量等届出データの活用事例の収集を一層充 実するとともに、これを事業者等に提供する必要がある。

#### 2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施

経済産業省は、事業者による性状取扱情報の提供の励行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

講習会・研修会などを通じて、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行うこと。

報告の徴収等を通じた性状取扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組みを整備し、性状取扱情報を提供しない事業者を把握した場合には、勧告及び公表を含めた適切な措置を講ずること。

#### 3 化学物質の自主管理の促進

#### (1) 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

経済産業省及び環境省は、事業者における指定化学物質等の自主管理を促進する 観点から、事業者に対し、講習会、研修会、事業者団体等を通じて、指定化学物質 管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必 要がある。

#### (2) 下水道事業者における化学物質の把握の促進

国土交通省は、化学物質の環境への排出量の的確な把握を推進する観点から、下 水道から公共用水域への排出実態の把握について、下水道事業者に対する指導指針 の充実・普及や先進的取組事例の情報提供等を通じ、その促進を図る必要がある。

#### 3 . 改善措置状況

上記勧告を踏まえ、関係省は、別添の改善措置を講じ、総務省へ改善措置状況を報告した。(環境省:平成18年2月6日総務省へ報告)

# 化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視

結果に基づく勧告に伴う改善措置状況の概要

【調査の実施時期等】

実 施 時 期:平成15年12月~17年5月

調查対象機関:防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

道府県、市、関係団体、事業者等

【勧告日及び勧告先】

平成17年5月2日。厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に対し勧告。

【回答年月日】

厚生労働省 平成18年2月8日

農林水産省 平成18年2月8日

経済産業省 平成18年1月18日

国土交通省 平成 18 年 2 月 17 日 環境省 平成 18 年 2 月 6 日

## 【行政評価・監視の背景事情等】

- 化学物質の環境への排出に関する社会的な関心の高まり。 OECD(経済協力開発機構)は、平成8年に、加盟国が化学物質の排出量及び移動量の届出制度の導入に向けて取り組 かよう勧告。
- 事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、平成11年7月、化学物質排出把 握管理促進法(注1)が制定。化学物質の排出量等届出制度(注2)、性状取扱情報提供制度(注3)等が導入。
- 対象事業者による届出や情報提供の確実な実施、関係府省における届出の励行確保のための取組等が重要。
- この行政評価・監視は、18道府県等(注4)及び343事業者(注5)を対象に、化学物質の排出量等届出制度や性状取扱情報 提供制度の実施状況等を調査。
  - (注1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「化管法」という。)
  - (注2) 事業所からの化学物質の環境への排出量及び移動量を、事業者自ら把握し国に届け出るとともに、国はこれを集計し、公表する 制度。平成13年4月から実施。
  - (注3) 化学物質を他の事業者に譲渡等する場合に、その性状及び取扱いに関する情報を相手方に提供することを義務付ける制度、平成 13年1月から実施。
  - (注4) 10 道府県及び道府県から条例により権限委譲された8特例市の合計18 道府県等
  - (注5) 16 道府県内の事業者

## 第1 化学物質の排出量等届出の励行確保

#### (勧告)

関係省庁は、連絡会議を活用するなどして、次の措置を講ずること。

- ① 未届出事業者については、前年度の届出状況や他法令の届出 台帳等の活用などにより、その把握に努め、届出を励行させる よう、都道府県等に対し、必要な助言を行うこと。
- ② 制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

#### (説明)

#### <排出量届出制度とは>

化学物質の自主的な管理の改善促進と環境保全上の支障の未然 防止を図ることを目的に、どのような化学物質がどういった発生源 からどのくらい環境に排出されていたか等のデータを把握、集計、 公表するもの

## 具体的には

#### 〇 届出対象化学物質

慢性毒性や発がん性等により人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるとして、ダイオキシン類やトルエン(溶剤等に使用)等354の化学物質(第一種指定化学物質)を政令で指定

## ○ 届出の仕組み

届出対象化学物質を一定量以上取り扱う事業者(注1)に、毎年 度の排出量等を自ら把握し、翌年6月末までに、都道府県等を経

## →① [都道府県等に対する助言]

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、協議の上、関係省庁を代表して、化管法所管省である経済産業省及び環境省の連名で、都道府県等の化管法担当部局宛に発出した平成17年7月20日付け事務連絡(以下「事務連絡」という。)において、前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用するなどにより、未届出事業者をできる限り把握し、これらの事業者に対して、制度の周知徹底に努めるとともに、次年度において適切な届出が行われるよう督励に努めるよう助言。

## →② [制度の周知啓発]

## (厚生労働省)

排出量等の届出が着実かつ正確に行われるよう、ホームページにおいて排出量等届出制度の周知を実施しているが、届出制度の周知啓発をより効果的に実施すべく、ホームページの改訂を検討中

また、平成18年度における排出量等の届出開始に先立ち、排出 量等届出の適切な実施を促すポスター等を所管する業界の事業者 団体に配布し、排出量届出制度について周知する予定。

#### (農林水産省)

平成 18 年度における排出量等の届出開始に先立ち、排出量等届 出の適切な実施を促すポスター及びパンフレットを都道府県及び 由して事業所管大臣に届出を義務付け

事業所管大臣は経済産業・環境両大臣に届出事項を通知。両大臣が集計し、家庭等からの推計排出量と併せて公表

(注1) ①業種(製造業等23業種)、②規模(常時雇用者21人以上)、③取 扱量(年間1トン以上。ただし、当初の平成13、14年度は5トン以 上)の要件を満たす事業者

#### <調査結果の概要>

- 届出がない事業者を比較的簡易な方法(注2)を用いて当省が 実際に調査し、未届出事業者を把握して未届出の理由を分析
  - (注 2) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン類特措法」という。)等他法令の届出台帳や地域の企業要覧等を活用して、本届出台帳(平成 14 年度)と比較し、台帳になかった 94 事業者を選定
  - 平成14年度台帳になかった94事業者のうち、14、15年度と も届出義務のあるのは53事業者で、2年続けて未届出のもの は38事業者(注3)
  - 2年続けて未届出の理由は、届出制度の不知(34%)や内容の理解不十分(50%)を合わせると84%(32事業者)
  - ・ 未届出事業者を把握するのに有効と考えられる、前年度の届 出状況や他法令の届出台帳等を活用することについて、都道府 県等に対する助言が不十分
  - ・ 18 道府県等のうち、未届出事業者を前年度実績との突合等に より把握しているのは50% (9 道府県等)

他法令の届出台帳を活用して把握しているのは 28% (5道 府県等)

(注3) これに先立ち、排出量等の多い主要3業種を対象に実施した概況

業界団体等に配布し、排出量届出制度について周知する予定。

#### (経済産業省)

排出量等の届出が着実かつ正確に行われるよう、ホームページにおいて排出量等届出制度の周知を引き続き実施。

また、平成15年度の排出量等を届け出た事業者団体未加入者を含む全事業者に対し、平成17年10月に経済産業省と環境省の連名で発出したダイレクトメール(以下「ダイレクトメール」という。)において、届出をすべき化学物質を確認し適切な届出を行うよう周知。

さらに、平成17年度内に独立行政法人中小企業基盤整備機構による化管法に関する講習会を全国14か所で開催する(平成17年12月末現在13か所は開催済み。延べ1,008名参加。)とともに、平成18年度における排出量等の届出開始に先立ち、排出量等届出の適切な実施を促すポスター及びパンフレットを都道府県及び業界団体等に配布し、排出量届出制度について周知する予定。

#### (国土交通省)

平成 18 年度における排出量等の届出開始に先立ち、排出量等届出の適切な実施を促すポスター及びパンフレットを都道府県及び業界団体等に配布し、排出量届出制度について周知する予定。

また、下水道事業については、都道府県等の化管法担当部局長及び下水道担当部局長に対し発出した平成17年5月31日付けの通知において、届出制度の周知啓発について、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施することを助言。

さらに、下水道事業については、第2回全国下水道主管課長会 議において、今回の勧告の趣旨を改めて周知し、届出が着実かつ 正確に行われるよう助言。

#### 関係省が講じた改善措置状況

#### 調査の結果

未届出事業者

プラスチック製品製造業:38事業者中8事業者(21.1%) 輸送用機械器具製造業:45事業者中3事業者(6.7%)

化学工業:87 事業者中5 事業者 (5.7%)

### (環境省)

排出量等の届出が着実かつ正確に行われるよう、ホームページ において排出量等届出制度の周知を引き続き実施。

また、平成15年度の排出量等を届け出た事業者団体未加入者を 含む全事業者に対し、ダイレクトメールにおいて、届出をすべき 化学物質を確認し適切な届出を行うよう周知。

さらに、平成18年度における排出量等の届出開始に先立ち、排出量等届出の適切な実施を促すポスター及びパンフレットを都道府県及び業界団体等に配布し、排出量届出制度について周知する予定。

# 第2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施 (勧告)

- ① 講習会などを通じて、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行うこと。
- ② 報告の徴収等を通じた情報提供制度の実施状況を把握する 仕組みを整備し、性状取扱情報を提供しない事業者を把握した 場合には、勧告及び公表を含めた適切な措置を講ずること。

(経済産業省)

## (説明)

## <性状取扱情報提供制度とは>

○ 化学物質を取得した事業者に、排出量等届出(前頁参照)に 必要な情報を提供し、化学物質の自主的な管理の改善の促進と 環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的に、化学物質(注 1)を事業者間で取引する際、事業者に、その物質の性状及び取

#### (経済産業省)

→① これまでに引き続き、ホームページで性状取扱情報提供制度に 関する情報を掲載し、性状取扱情報の提供の励行を推進。

平成17年度内に独立行政法人中小企業基盤整備機構による化管法に関する講習会を全国14か所で開催する(平成17年12月末現在13か所は開催済み。延べ1,008名参加。)とともに、性状取扱情報提供制度に関する最新情報を記載した「MSDS制度の手引き」に関するパンフレットを新たに作成し、都道府県及び業界団体等に配布することにより、化学物質の性状取扱情報提供制度の普及啓発を実施する予定。

また、性状取扱情報の提供を受けられなかった事業者からの相談を専用のメールアドレス又は郵送により受け付ける「MSDS

扱に関する情報(注2)の提供を義務付け

- (注 1) 第一種指定化学物質(354 物質。前頁参照)及び第二種指定化学物質(アセトアミド等の81 物質)の435 物質
- (注 2) 「性状取扱情報」として記載しなければならない事項 ①指定化学物質の名称、含有率、②化学物質が漏出した際に必 要な措置、③取扱上及び保管上の注意、④化学物質の物理的化学 的性状、⑤化学物質の有害性 等
- 経済産業大臣は、
  - ・ 提供義務のある事業者に対する性状取扱情報の提供に関す る報告徴収
  - ・ 提供しない事業者に対する勧告、公表をすることができる。

## <調査結果の概要>

- 性状取扱情報の提供が必要な 112 事業者を調査⇒ 提供しなかった(注3) ことのある事業者:13%(14 事業者)(提供していない理由)
  - ・ 提供の必要を認識していながら提供していない:5事業者 相手から要求がなかったので提供しなかった すべてに性情取扱情報を作成するのは容易ではない
  - ・ 制度の理解不足:5事業者 原料供給元への納品のため提供が必要と考えなかった 自社製品以外の製品も提供が必要なことを知らなかっ た
  - (注3) 一部の化学物質についての不提供を含te。
- 性状取扱情報の提供を受ける 265 事業者を調査

#### 関係省が講じた改善措置状況

目安箱」を平成17年9月に設置し、性状取扱情報提供制制度の実施状況を把握する仕組みを整備しており、ここで把握した情報等を基に、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行う予定。

- (注) MSDSとは、性状取扱情報 (Material Safety Date Sheet) をいう。
- →② 性状取扱情報を提供しない事業者に対し勧告及び公表を含めた 適切な措置を講じるために、性状取扱情報の提供を受けられなか った事業者からの相談を専用のメールアドレス又は郵送により受 け付ける「MSDS目安箱」を平成17年9月に設置し、性状取 扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組みを整備するととも に、ホームページ、プレスリリースにより本仕組みを周知。

「MSDS目安箱」に投稿された相談については、その内容を確認した上で、性状取扱情報を提供しない事業者を把握することとしており、化管法に基づく性状取扱情報を提供しない事業者に対しては、提供を促す勧告や公表を含む適切な措置を講ずる予定。

関係省が講じた改善措置状況

→ 提供されなかった(注3) ことのある事業者: 20% (54 事業者)

提供を求めたが提供されなかった(注3)事業者が24事業者中5事業者

(提供されなかった理由)

- ・ 企業秘密、作成能力がない等
- 国の対応

情報提供制度の実施状況を把握する仕組みが未整備で、情報を 提供しない事業者に対する指導は未実施

# 第3 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進 (勧告)

事業者に対し、講習会、事業者団体等を通じて、管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図ること。

(経済産業省及び環境省)

#### (説明)

## <制度・仕組み>

- 事業者は、国の指針(注1)に留意して、化学物質(注2)の管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める義務あり
  - (注1) 経済産業省及び環境省が、化学物質排出把握管理促進法に基づき策定した、化学物質を取り扱う事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置に関する指針
  - (注 2) 第一種指定化学物質(354 物質)及び第二種指定化学物質(81 物質)の435 物質

## (経済産業省、環境省)

→ ダイレクトメールにおいて、指定化学物質管理指針における管理 方針及び方針に則した管理計画を策定の上、より適切な化学物質管 理を実施するよう周知。

今後とも、事業者における指定化学物質等の自主管理を促進する 観点から、事業者に対し、ダイレクトメール、講習会、研修会、事 業者団体等を通じて、管理方針等の策定及びその必要性について周 知を図る予定。

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<ul> <li>○ 国の指針では、事業者は、次のような化学物質の管理方針等を 策定し、化学物質の自主的な管理の改善を図ることが求められて いる。</li> <li>・ 管理方針: 化学物質の管理の改善を図るための化学物質管理 の方針</li> <li>・ 管理計画: 管理方針に則して、化学物質の管理の改善を図る ための行動に係る具体的目標、その達成時期及び具体的方策 を定めたもの</li> </ul>	
<調査結果の概要> ○ 管理方針等の策定が必要な 219 事業者を調査 ・ 過半数の事業者が策定していない状況 管理方針を策定していない: 55% (120 事業者) 管理計画を策定していない: 56% (122 事業者)	
・ 過半数の事業者が承知していない状況 管理方針の策定の必要性を承知していない:51%(112事業 者) 管理計画の策定の必要性を承知していない:52%(113事業	

者)